明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働四六）　一
〔官庁報告〕
令和二年度第三・四半期予算使用の状況（内閣）　七
令和二年度第三・四半期国庫の状況（同）　三五
〔公　告〕
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧関係　六〇
裁判所
破産、免責、再生関係　六一
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、弁理士登録、企業年金基金変更関係　六三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六三
会社その他
会社決算公告　六三

省令

○厚生労働省令第四十六号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年三月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第七項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第八項第三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第八項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）	（法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号並びに第九条第四号に規定する厚生労働省令で定める者）
第一条の二　法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号並びに第九条第四号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第七項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項第一号及び第八項第三号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第八項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第一条の二**　法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号並びに第九条第四号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（資格取得の申出）	（資格取得の申出）
第二条　法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。	**第二条**　法附則第五条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附